

いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、本校児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的として、以下のように基本方針を策定する。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本理念（いじめに対する姿勢）

- (1) いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することでいじめが行われなくなることを目指す。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が理解し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処については、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 いじめ対策の校内組織の設置

本校では、いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

名称	生徒指導協議会	いじめ対策協議会	いじめ対策委員会
構成員	・全教職員	・全教職員	・全職員 ・適切な外部人材を加える (学校評議員 健全育成協議会委員 民生委員 PTA代表 警察など) ・場合によっては SC SSW 等
役割	・毎月 1 回程度 (原則、第 2 月曜 もしくは金曜) , 全教職員でいじめ を含む生徒指導上 の問題について情 報交換や協議を行 う。また、必要に応 じていじめ防止に 関する研修を行 う。	・事実確認した内容の報告と いじめを受けた児童等及びい じめをした児童等の対応の協議 ・いじめ認知の判断 ・いじめ防止サポートチーム の派遣の検討 ・警察等の連携への検討 ☆議事録を残す	・客観的な事実関係の速やかな 調査と記録の累積 ・教育委員会、被害児童等その 保護者に対して定期的な連絡 と情報の提供 ・調査結果を書面にまとめ、教 育委員会に報告 (仮報告→助言→提出) ・調査結果を踏まえて必要な措 置を講じる
目的	いじめ未然防止	いじめ問題対応	重大事態発生及び疑い

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組と行動計画（別紙）

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、7日以内に教育委員会を通じて市長に報告する。そして、その後の調査の仕方などの対応を相談し指導助言を仰ぐ。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 児童への支援・助言

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、児童支援にあたっていく。いじめを行った児童に対しては、教育的配慮に留意しながらも、いじめは許さないという方針のもと、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していく。

6 保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評価と合わせ、その結果を公表する。評価方法は、職員・児童・保護者・学校関係者によるアンケートとする。

【いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組と行動計画】

(1) 学校を主体とした取組について

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			<input type="checkbox"/> 規範ルール意識の徹底 <input type="checkbox"/> 基礎的・基本的な学力の定着 <input type="checkbox"/> 自己有用感を高める働きかけ <input type="checkbox"/> 情報モラルの徹底	<input type="checkbox"/> 生活の様々な機会で善悪の判断力を育成 <input type="checkbox"/> 家庭学習の習慣化 <input type="checkbox"/> 地域での様々な体験への参加 <input type="checkbox"/> 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり
いじめの早期発見			<input type="checkbox"/> 教育相談・アンケート等による情報収集 ※アンケートはダブルチェックをする。 <input type="checkbox"/> 集団から離れ、一人でいる児童への声かけ <input type="checkbox"/> 持ち物にいたずら・紛失があった際の即時対応	<input type="checkbox"/> 日常での子どもとの会話づくり <input type="checkbox"/> 友達関係についての見守り <input type="checkbox"/> 子どもの持ち物の確認
いじめの措置	暴力をともなわない	いじめられた側 (被害)	<input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情を把握すること <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側 (加害)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> 児童相談所等との連携	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への情報提供など
	暴力をともなう	いじめられた側 (被害)	<input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情を把握すること <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側 (加害)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> 警察や児童相談所等との連携	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	行為がわかりにくい	いじめられた側 (被害)	<input type="checkbox"/> 苦しい気持ちへの共感と、いじめから全力で守ることの約束 <input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情を把握すること <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側 (加害)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> 関係機関（カウンセラー等）との連携	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	直接関係がない児童		<input type="checkbox"/> 傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 <input type="checkbox"/> 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	<input type="checkbox"/> いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 <input type="checkbox"/> どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(2) 家庭や地域との連携について

各家庭(P T A) での取組	<input type="checkbox"/> 子どものがんばりをしっかりと認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることを実践し啓発する。
地域での 取組	<input type="checkbox"/> 子どもたちへの積極的ないさつと声かけの依頼をする。 <input type="checkbox"/> 近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡を依頼する。

(3) 年間行動計画について(未然防止・早期発見と研修及び資料の収集と整理)

	未然防止・早期発見と研修 項目	資料の収集と整理 具体計画
一学期	<input type="checkbox"/> 学級実態把握、児童相互の関係の把握 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導 <input type="checkbox"/> 保護者との教育相談 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・児童観察、家庭環境調査、定期健康診断など ・学級活動 ・学習状況調査 ・家庭訪問（必要に応じて） ・ふくしま学力調査 ・生徒指導協議会（例①対応確認②児童理解に基づく対応）
	<input type="checkbox"/> 個人的な悩みや不安の解消 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 学級作り調査 <input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> 児童との教育相談	・学級活動 ・児童会活動、行事(鼓笛パレード) ・生徒指導協議会（例③対応シミュレーション） ・Q Uテスト（3・5年） ・学校生活アンケート・友だちアンケート（いじめアンケート） ・（二者面談）
	<input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・生徒指導協議会（例④情報モラル） ・行事（宿泊学習）
	<input type="checkbox"/> 保護者との教育相談 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・学校評価アンケート ・生徒指導協議会（例⑤夏季休業明けの対応について）
二学期	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・生徒指導協議会（例⑥Q·U テストの活用）
	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導	・生徒指導協議会（例⑦対応シミュレーション） ・行事（運動会）
	<input type="checkbox"/> 自己有用感を高める活動 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・行事(学習発表会) ・生徒指導協議会（例⑧リーガルマインド）
	<input type="checkbox"/> 基礎的・基本的な学力の把握等(5学年) <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> いじめ実態調査 <input type="checkbox"/> 児童との教育相談	・生徒指導協議会（例⑨情報モラル） ・学校生活アンケート・友だちアンケート（いじめアンケート） ・二者面談 ・Q Uテスト（3・5年）
三学期	<input type="checkbox"/> 保護者との教育相談 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・学校評価アンケート・個別懇談 ・生徒指導協議会（例⑩教育相談による情報共有）
	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 学級集団を高める活動	・生徒指導協議会（例⑪対応シミュレーション） ・学級活動
	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 基礎的・基本的な学力の把握 <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会(教育課程編成)	・生徒指導協議会（例⑫情報モラル） ・学力テストN R T ・学校生活アンケート・友だちアンケート（いじめアンケート） ・生徒指導部会（「いじめ防止基本方針」の見直し）
	<input type="checkbox"/> いじめ対策協議会	・生徒指導協議会（例⑬1年間の対応の検証と次年度引継ぎ事項の確認）

※ 適宜、臨時でアンケートを実施する

(4) 記録について

いじめの早期発見のための、教育相談やアンケート調査については、「学年経営誌」に綴る。また、いじめが発見された際、その措置や経緯については、別途の記録用紙に議事録として累積し保存する。その議事録を、当該担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、校長が閲覧できるようにする。

(5) 重大事態への対応フロー

① 重大事態とは次のことを意味する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な障害を負った場合
- 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- 児童が精神的な疾患を発症した場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合等を想定

イ 一定期間（30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった

② 重大事態の判断の留意点

ア 児童から重大事態が発生したと申立てがあったときは、その時点で担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

イ 児童等・保護者からの申立ては学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

③ 学校が調査主体となる場合の対応は、教育委員会の指導のもと以下のように進める。

1 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織の設置



- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。
学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA 代表、警察関係者（OB 含）
教育委員会の SC や SSW

2 学校の調査組織で、事実関係の調査の実施



- 調査における基本姿勢、聴取事項、調査方法の共通理解
- 客観的な事実関係の速やかな調査と記録の累積（原因の特定を急がない）
- 教育委員会、被害児童等及びその保護者に対して定期的な連絡、報告、情報共有

3 累積した記録をもとにした調査結果の取りまとめ



- いかなる事実を認定できるかを検討し書面にまとめる
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告
- 報告がある程度まとまつたら教育委員会に仮報告

4 仮報告後の助言を受けた調査結果の報告（教育委員会に）



- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告する。
(被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添える。)

5 調査結果を踏まえた必要な措置

- 被害を受けた児童を守り、再発を防ぐための取り組みを組織的に実行する。
- 再調査に備え、学校の調査資料の整理

(6) 不登校重大事態発生時は、原則学校が調査主体となる。

- 学校に設ける組織での調査で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、調査組織が変わる場合もある。